

【原 著】

ハワイ大学マノア校における障害学生支援の実際
－KOKUA プログラムの取り組みを通して－

吉利 宗久

Comprehensive Support System for Students with Disabilities in Higher Education
: About the KOKUA program in the University of Hawaii at Manoa

Munehisa YOSHITOSHI

2012

岡山大学教師教育開発センター紀要 第2号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.2, March 2012

原 著

ハワイ大学マノア校における障害学生支援の実践

ー KOKUA プログラムの取り組みを通してー

吉利 宗久^{※1}

要旨：近年，わが国においても大学教育における障害学生支援のあり方が注目されつつある。しかしながら，多くの大学は実態把握に着手したばかりであり，実践的な支援システムの構築は今後の課題となっている。そこで，本稿では，州立ハワイ大学マノア校（学生数約2万人）における障害学生支援の取り組み（KOKUA プログラム）に着目し，インタビュー調査を中心にその実際について報告した。KOKUA プログラムは，半世紀近くの歴史を持つ学内の独立した学生支援機関であり，専任職員の配置による組織的な体制が組まれている。KOKUA プログラムの利用者は全学生の約3.2%に上ると推計されており，アシスティブ・テクノロジーを活用した多様な支援が展開されていた。一方，発達障害学生に対する支援方法の構築や，プライバシーの保護を前提とした支援の限界といった課題も残されていた。今後，手続きや内容など各大学の実態に応じた支援システムを早急に検討していく必要がある。

キーワード：障害学生，高等教育，支援システム，合理的配慮，アシスティブ・テクノロジー

※1 吉利 宗久（岡山大学）

I. はじめに

近年，ノーマライゼーションの浸透とともに，障害のある人々の社会参加が推進されてきた。とりわけ，国連は2006年12月に「障害者権利条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)を採択し，その第24条項においてインクルーシブ教育を推進しつつ，高等教育機関における継続的教育の必要性を求めている。障害のある人々に対する高等教育の保障と充実が国際的な課題として位置づけられているのである。

わが国においても，1960年代以降になって，先駆的な私立大学を中心に，障害学生支援の取り組みが散見されはじめてきた（福岡教育大，2002）。そして2005（平成17）年度からは，日本学生支援機構が「大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を実施し，実態の把握を進めている。その結果，2010（平成22）年度には障害学生数（8,810人）および在籍学校数（720校）はいずれも過去最高となった。しかしながら，全学生に占める障害学生の割合は，0.27%にとどまり，そのうち実際に支援を受けた学生の割合は59.6%であった。

一方，アメリカ合衆国では，1973年リハビリテー

ション法504条項（Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973, P.L. 93-112）¹⁾，1990年障害のあるアメリカ人法（Americans with Disabilities Act of 1990, P.L. 103-336）²⁾といった法的支援のもと，高等教育機関における障害学生に対する教育機会が確保されてきた（Stodden, et al, 2006）。National Center for Education Statistics（2010）によれば，2007-08年度にアメリカ合衆国の学士課程（Undergraduate）在籍した20,928,000人のうち障害学生³⁾は2,266,000人と全体の約10.8%であった。同様に，大学院および第一専門職（Graduate and first-professional）⁴⁾の在籍者3,456,000人における障害学生も261,000人（約7.6%）に上っている。すなわち，わが国よりも数量的にみて，かなり大規模な支援を展開していることが分かる。

今後，よりいっそう障害学生支援のための制度的・実践的整備が求められるであろうわが国への示唆を探るため，2011年7月からの3ヶ月間にわたって在外研究員として滞在した州立ハワイ大学マノア校（University of Hawaii at Manoa）における障害学生支援システム（KOKUA プログラム）の取り組みについて，支援担当者に対するインタビューおよび資料に基づいて報告する。

II. ハワイ大学マノア校の概要

ハワイ大学システムは、3つの四年制大学（Manoa, Hiro, West Oahu）、7つの二年制コミュニティカレッジ（Hawaii, Honolulu, Kapiolani, Kauai, Leeward, Maui, Windward）の10キャンパスから構成されている。各キャンパスの学生数は、全体で6万人以上にもなる。その中心的な位置づけにあるマノア校は、1907年創立に創設された。そして、アメリカ全州および100を超える国々から20,423人の学生（学士課程14,397人、院生6,026人、2011年10月）が在籍している。学生の性別は、男子学生44.7%、女子学生55.1%である（不明0.2%）。人種は、アジア・太平洋諸島系（58.1%）が最も多く、白人（24.8%）、2つ以上の混血（12.4%）、ヒスパニック系（2.3%）、アフリカ系（1.2%）などと多様である。各学部に所属する教員だけでも1,281人（2011-12会計年度、その他各種センターなどに所属する研究者がいる）に上り、教員数1：学生数14の比率である。92の学士課程、84の修士課程、51の博士課程および3つの専門職課程を有する（University of Hawaii, 2011；University of Hawaii at Manoa, 2011）。

III. 障害学生に対する支援の組織と対応状況

ハワイ大学システムでは、各キャンパスごとに障害学生支援体制を組織し、独自の支援システムを構築している。ただし、ホームページで相互にリンク（<http://www.hawaii.edu/kokua/UHDSProviders.htm>）を施すなど、全体的な周知活動を展開している。

マノア校では、KOKUAプログラムという独立した機関を設置し、支援にあたっている（月曜から金曜午前7:45～午後4:30開室）。国立大学協会（2001）も報告しているように、KOKUAプログラムは1966年に開始され、①障害学生、および②英語が不自由な者などを対象としていた。その後1995年に、資金不足の影響を受け、障害学生に限定した支援に転換したとされる。KOKUAとは、ハワイ語で「手助けする」「協力する」という意味である。

現在、専任職員として所長（Director）、副所長（Vice Director）が各1人、さらにカウンセラー3人、補助エイドの専門家（Auxiliary Aide Specialist）2人、事務局担当（Administrative Officer）1人の合計8人が配属されている。さらに、60～70人の学生スタッフを有給雇用している。2010年（Spring semester）の概数として、全学生の約3.2%にあたる約650人の支援を行ったという。支援対象の内訳は、個人情報

表1. ハワイ大学システムにおける学生中退率

	卒業	在学中	中退率
入学6年後(1994-2004)			
UH Manoa	52%	10%	38%
UH Hilo	32%	7%	61%
入学3年後(1997-2007)			
Community College平均	14%	20%	66%
Hawaii	21%	15%	64%
Honolulu	13%	18%	69%
Kapiolani	12%	25%	63%
Kauai	17%	18%	65%
Leeward	12%	24%	64%
Maui	19%	16%	65%
Windward	10%	17%	73%

出典) http://www.hawaii.edu/iro/srtk/srtkuh10_base.pdf

報への配慮から公表をしていないが、学習障害が最も多く、注意欠陥多動性障害、精神病、心臓病などの健康障害、視聴覚障害、車いす使用、AIDSなど非常に幅広い。従来から支援の中心的な対象とされてきた視聴覚障害や、車いす使用者はそれぞれ5%程度となり、近年は自閉症、アスペルガー症候群などを含む「目に見えにくい」障害が増加の傾向（65～70%）にある。また、全体として複数の障害を有する重複障害の学生も増えている。

なお、表1にハワイ大学システムの中退率に関する近年の動向を示した。比較的に門戸が広いコミュニティカレッジにおける卒業率が低く、半数以上が中途退学に至っている。マノア校においても、障害に限らず、潜在的に様々な支援ニーズを有する学生も多数入学していることが推察される。支援担当者は、一人で多様な職種を兼務している実態もあり、人的・財政的な課題も残されている。

IV. 支援の手続き

支援の提供に関して、最も重要な視点の一つとして、プライバシーの問題がある。アメリカ合衆国では、「プライバシーのための家庭教育権法」（Family Educational Right to Privacy Act, P.L. 93-380）が制定されており、原則として学校が生徒あるいは親の同意なく、教育記録を開示することを禁止している。すなわち、本人は大学に自分の障害を通知しなくともよく、学生がどれだけどのような情報を開示するかにより支援の提供の仕方が異なってくる。支援が必要な学生は、オフィスに書面にて申告しなければならない、大学側からは聞けないことになっている。そのため、障害のある学生が潜在的に在籍している可能性は高いという。自己申告が、支援の提供の前提にあるため、明らかに障害が疑われる場合にも自己申告を待つこ

とになる。

申告の後、スタッフとの面談、書類の確認などの作業を経て支援を受ける資格が判定されることになる。障害のある子どもの教育的支援を規定する「障害者教育改善法」(Individuals with Disabilities Education Improvement Act of 2004, IDEIA)は、高校までの間に障害のない子どもと「同等以上」の多くのサポートを提供し、それによって障害のない子どもたちが与えられないサービスを享受できるという。しかし、大学における障害学生支援に大きな役割を果たすADAは、「平等な機会」を与える法であり、障害が重くとも、障害のない人と同じ機会を与えるという主旨に基づいている。大学では「同等の」機会を提供されることに重きが置かれることになる。また、申告に当たっては、本人からのレポートが必要で、診断が正しくない場合もあるという。適切な評価が求められるが、大学では高校までとは異なって学生自身が大学に対して申告しなければならないため、本人が評価のための費用を負担することも必要となっている(おそらく千から2千ドル)。

IDEIAに基づいて高校までの間に策定された個別教育計画 (Individualized Education Program, IEP)を大学に引き継ぐ場合もあるが、大多数の学生がIEPをもっていない(学業成績がよく、親も受け入れにくい)。また、IEPの記載内容が、大学側が求めている内容と必ずしも合致していないことも課題となっている。さらに、学生の年齢が20代から50代など広範にわたっており、診断を受けていなかったり、十分な情報が得られないこともある。このように、従前の教育支援システムとの相違点も多く、申請までとりつけないケースも少なくないと考えられる。

こうした面談、書面による申請(医学的・心理学的証明の義務)の手続きをふまえ、資格が認定されると具体的な支援の内容が決定される。そして「同等の」機会を与えられることになる。ただし、ここでも障害に関する情報の外部への提供にはすべて本人の許可が必要になる。

V. 支援の内容

KOKUA プログラムでは、多様な支援サービスを提供しているが、一般的には次のような取り組みが行われている。

まず基礎的な支援として、入学手続きの際に平等な機会を与えられることになる。国立大学協会(2001)にもみられるように、入学オリエンテーション時の援

助(キャンパス案内、KOKUA プログラムの紹介と説明、授業科目履修に関する助言など)が提供される。

さらに、履修講義の優先登録(priority registration)が可能になる。登録開始の1週間前には、出入りに支障のない教室を選択したり、体調がよい時間帯や通院時間を考慮した登録が許可される。良いスケジュールを確保し、同等な学習の機会を得ることができる。また、究極的には大学全体の平等の責任と捉え、学部(授業者)との連携(faculty liaison)を推進している。生徒の許可を得て教員に連絡調整(支援のために何をすべきかの助言)を行い、教員からの疑問にも応えている。

講義中における支援としては、個々に応じた支援が展開される。とくに中心的な取り組みが、ノートテキング(note-taking)である。ノートテキングは、聴覚障害あるいは肢体不自由の学生に限らず、スペリングの苦手な学習障害、集中力に困難のある注意欠陥多動性障害の学生にも活用される。また、視覚障害のある学生にはe-mailを使用し、ノートを音声化する取り組みも図られている。担当学生は、ノートテキングの開始前には必ずトレーニングを受け、どのようにすればうまくノートをとれるのか、わかりやすいのかなどを確認することにより、有意義な活動につなげている。さらに、一度その講義を受講し、単位取得した学生をノートテカーとして雇用することも有効とされる。

また、単位修得が困難な場合の合理的配慮として、学習活動の代替措置がある。たとえば、マノア校では、およそ30語に関する外国語講義が多数用意されており、2年間で外国語4科目を履修する必要がある。しかし、学習障害や脳損傷のある学生には大きな負担であるため、日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳという4科目ではなく、Ⅰだけで履修し、残りは「日本について」など関連したコースで賄うことが許可される(言語を文化などに置き換える)。

そして、近年進歩している支援の分野として、テキストや教材の代替フォーマットの利用がある。従来における授業のカセットプレーヤーでの録音などに加えて、本をめくれなかったり、読むことに困難のある学生に対して、エレクトロニクスキャンと呼ばれる記事をスキャンして読みやすくする支援や、音声化する取り組みも行っている。

その他には、サインラーニング(65ドル/時間)、字幕(90ドル/時間・30分以上は複数人)という高い費用のかかるサービスも無償で提供している。

さらに、評価自体は障害のない学生と同様であるが、テスト受験時の配慮 (Test taking accommodation) も実施されている。視覚障害のある学生には、点字による出題を行い、学習障害のある学生は読解に時間が必要であるため、1.5 倍の受験時間を確保している。注意欠陥多動性障害の学生は、邪魔になる刺激を遮断し、集中しやすいように別室での受験を支援する。回答の方法も、選択方式のテストを実施したり、それでもマークすることが困難な場合は、KOKUA スタッフが支援する。適切であれば、計算機の使用を認めるケースもある。また、アメリカ合衆国ではテーブルと椅子が一体化しているものが多く、背中の障害などによっては座りにくい場合があり、特別な家具を用意することもある。

学生への就職斡旋・試験を受ける際のサポートも行っている。KOKUA が採用試験を行っている会社に事前に手紙を送付し、大学にいたときのサービスを伝えることにより、理解を深めた上で選考したり、入社後の支援の参考に寄与するねらいがある (当然、KOKUA による情報提供には本人の同意が必須)。また、学生生活について、障害学生向けのクラブは作っていないとのことであった。それは、心理学専攻なら心理学サークルなど障害のない学生と同じクラブに参加してほしいという希望によるものだという。これら以外にも、場合に応じて学習、学生生活に関するサポートを提供することがある。

ただし、スタッフはソーシャルワークの資格を有するものの、セラピストではないため、高度で専門的なカウンセリングやセラピー (自閉症に関するコーチングなど) は行っていない。必要に応じて、同じ建物内にあるカウンセリングオフィス (Counseling and Student Development Center) など関連機関との連携によって支援を展開することもある。

V. おわりにーわが国への示唆

アメリカ合衆国においては、強力な法的支持のもと、障害学生の学習権を確保しようとする努力が積み重ねられている。ハワイ大学マノア校においても、「見えにくい障害」への対応や、大学として提供可能なサービスの限界などいくらかの課題を抱えながらも、障害学生を支える積極的な取り組みを展開している。

とりわけ、今回の調査から示唆されたことは、ハード面におけるアシスティブ・テクノロジー (assistive technology) の活用を十分に拡大していく必要性である。筑波技術大学をはじめ、国内の先進的大学が、

同様の取り組みをすすめている。しかし、全国の多くの大学では情報が十分に浸透してはいないことを指摘できる。音声認識やハイライト機能を備えたソフトウェア (たとえば、JAWS, Dragon Naturally Speaking, Kurzweil など) の先端技術を大学教育の場においてもより広く活用すべきであろう。

また、ソフト面では、アメリカ合衆国と同様に自己申告が原則とすれば、障害学生が自らの障害を正しく理解し、支援を求めることのできる力量を培っていく必要がある。そのためには、初等中等教育段階からの障害理解、自己認識を深めていく取り組みが不可欠なのではないだろうか。

それらの前提には、大学の受け入れ体制の組織化がある。受付の流れと責任体制を明確化し、誰もが安心して学びやすい教育環境を構築していくことが求められているのである。

【注】

1) リハビリテーション法第 504 条は、「単にその障害を理由として、連邦政府から財政援助を受けているプログラムや活動、あるいは行政機関や米国郵政公社 (United States Postal Service) の行うプログラムや活動に関して、参加を拒まれたり、恩恵を否定されたり、差別されたりしないものとする」((a)) と規定し、「プログラムや活動」として「単科大学、総合大学またはその他の中等教育以降の教育機関、あるいは公共高等教育システム」を挙げている ((b)(2)(A))。

2) ADA は、2008 年 9 月 25 日に ADA Amendments Act of 2008 (P.L. 110-325) となり、翌 2009 年 1 月 1 日より発効した。その第 II 章において連邦または州からの財政補助を受けている高等教育機関 (第 12131 条 (1)) および、第 III 章において私立の高等教育機関に対する障害差別禁止を規定している (第 12181 条 (7)(J))。

3) 特異性学習障害、視覚障害、難聴、聾、言語障害、肢体不自由、あるいは健康障害の一つ以上を有すると申告した学生である。

4) 第一専門職には、カイロプロテック医学、医学、歯学、検眼学、オステオパシー医学、薬学、足病学、獣医学、法学、神学 (chiropractic medicine, medicine, dentistry, optometry, osteopathic medicine, pharmacy, podiatry, veterinary medicine, law, and theology) が含まれる。

【文献】

- ・福岡教育大学（2002）障害のある学生への支援－福岡教育大学の取り組み．福岡教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要『教育実践研究』別冊．
- ・国立大学協会（2001）国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書．第3常置委員会．
- ・National Center for Education Statistics（2010）Number and percentage distribution of students enrolled in postsecondary institutions, by level, disability status, and selected student characteristics: 2003-04 and 2007-08. Digest of Education Statistics, Table 240.
- ・Stodden, R. A., Roberts, K. D., Picklesimer, T., Jackson, D., & Chang, C.（2006）An analysis of

assistive technology supports and services offered in postsecondary education institutions. *Journal of Vocational Rehabilitation*, 22(2), 1-10

・University of Hawaii（2011）Professional - Clerical Ratio Report FY 2010-11.

・University of Hawaii at Manoa（2011）Visitor's guide 2011-2012.

〔謝辞〕

本稿を整理するにあたって、ご協力をいただきましたハワイ大学マノア校の Ann Ito 先生に感謝を申し上げます。また、障害学生支援に関する多くの示唆をいただいたハワイコミュニティーカレッジの Mihoko Kusachi 先生、ハワイ大学ヒロ校 Susan Shirachi 先生にも心よりお礼を申し上げます。

Comprehensive Support System for Students with Disabilities in Higher Education
: About the KOKUA program in the University of Hawaii at Manoa

Munehisa YOSHITOSHI

Division of Special Education, Faculty of Education, Okayama University

Key words: student with disabilities, higher education, support system, reasonable accommodation, assistive technology
